

川環審発第6号

令和6年2月21日

川越市長 川合善明様

川越市環境審議会

会長 小瀬博之



第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

の改定について（答申）

令和5年10月26日付け川環政発第359号で諮問のあった「第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について」に関して、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申する。



**第三次川越市地球温暖化対策  
実行計画(区域施策編)の改定について  
(答申)**

**令和6年2月  
川越市環境審議会**

## 第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について(答申)

### はじめに

地球温暖化問題は、私たち一人一人、地球上すべての生き物の生存基盤に関わるものであり、世界共通の課題として喫緊に取り組まなければならない最も重要な環境問題の一つである。

この地球規模の課題である地球温暖化問題の解決に向けて、2015年(平成27年)にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締結国会議(COP21)で、パリ協定が採択され、世界各国が世界共通の長期目標として、世界的な平均気温を工業化以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することや、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成することなどに合意し、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げ取り組んでいる。

2023年(令和5年)3月に気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が公表した第六次評価報告書の統合報告書においては、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がなく、継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらす、短期の内に1.5℃に達するとの厳しい見通しが示された。また、この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つとも記載されており、今すぐ対策を取ることの必要性を訴えかけている。

国においては、2021年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、2050年カーボンニュートラルが基本理念として法定化されるとともに、同年10月には、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目標とする「地球温暖化対策計画」を閣議決定したところである。

本市では、平成30年3月に「第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な展開を図ってきたが、2050年カーボンニュートラルを目指す世界的な潮流や市として「小江戸かわごえ脱炭素宣言」を表明し、2050年脱炭素社会の実現を目指すこととしたことを踏まえ、地球温暖化対策を早期に見直すことが必要であると捉え、「第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の計画途中での改定を進めているところである。

当審議会では、令和5年10月26日、市長から「第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について」の諮問を受け、4回にわたり慎重に審議を行ってきた。本答申は、その結果をとりまとめたものである。

答申の趣旨を踏まえるとともに、審議の中で出された具体的な意見についても十分考慮し、「第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の改定を進められたい。

## 1 計画全般について

- 文章等の表現については、市民に分かりやすい表現とすること。
- 本文中の図表については、見やすいものとする。

## 2 計画改定の背景と意義について

- 市民一人一人の取組意欲を高めるため、計画改定の背景や意義をわかりやすく説明すること。

## 3 温室効果ガスの排出状況について

- これまでの取組経過をわかりやすくするため、温室効果ガス排出量については1990年以降の数値を示すこと。
- 排出量の算定に当たっては、市民等のエネルギー需要家側の取組努力が適切に示されるよう配慮すること。
- 第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)のこれまでの取組の評価については、根拠となる資料を示すこと。

## 4 温室効果ガスの削減目標等について

- 地球温暖化を防止するため、「脱炭素」の目標を明確にすること。
- 削減目標等については、国等との整合を図るだけでなく、川越市として地球温暖化防止に向けて取り組む強い意欲を内外に示しうるものとする。
- 再生可能エネルギー導入目標については、バイオマス発電についても検討すること。
- 排出目標を示す図については、年度の間隔を適正なものとするなど、適切な評価ができるものとする。

## 5 温室効果ガス排出削減に向けた取組及び重点プロジェクトについて

- これまでの施策を点検し、脱炭素に必要な取組の充実を図ること。
- 市民の取組を促進するため、啓発に関する取組の充実を図ること。
- 住宅用太陽光発電の普及に向けた取組を促進すること。
- 住宅の断熱化、ネット・ゼロ・エネルギーハウスの普及を促進すること。
- 太陽光発電システムの適正な維持管理を行うこと。
- 営農型太陽光発電の普及促進を検討すること。
- 環境保全型農業の普及など、農業における温室効果ガス排出削減の取組を検討すること。

- 電気自動車の普及を図るため、充電インフラの整備についても検討すること。
- 貴重な緑の保全・整備に関する施策を推進していくこと。
- 自動車利用の抑制を図るため、自転車の利用を促進する取組を検討すること。
- ごみの排出削減に向けてコンポストの利用を推進していくこと。

## 6 地球温暖化への適応策について

- 地球温暖化の影響により予測される事象やリスクをわかりやすく示すこと。
- 市民の生命、財産及び生活、自然環境等への影響を回避又は低減させるため、気候変動の影響に対応する取組を推進していくこと。

## 7 計画の実効性の確保について

- 計画の改定内容を周知し、市民、事業者、民間団体との協働を推進すること。
- 地球温暖化対策に関連する事業予算の確保に努めること。

## 川越市環境審議会における審議経過

川越市環境審議会では、「第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について」に関する審議を、令和5年10月から令和6年2月にかけて計4回にわたって行った。

日程	内容
令和5年10月26日	【諮問】「第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について」 ・第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について
令和5年11月16日	・第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について
令和5年12月26日	・第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について
令和6年2月9日	・第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について
令和6年2月21日	【答申】「第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について」

## 川越市環境審議会委員

第15期(令和5年3月1日～令和7年2月28日)

◆会 長 小瀬 博之

◆副会長 濱口 恵子

種 別	氏 名	選出母体等
1号委員:学識経験者	こじま よういち 小島 洋一	市議会議員
	くめ まみこ 糸 真美子	市議会議員
	すずき けんいちろう 鈴木 謙一郎	市議会議員
	うしくぼ ひさし 牛窪 喜史	市議会議員
	いけはま あけみ 池浜 あけみ	市議会議員
	なかむら ふみあき 中村 文明	市議会議員
	たかはし つよし 高橋 剛	市議会議員
	こせ ひろゆき 小瀬 博之	東洋大学総合情報学部教授
	はまぐち けいこ 濱口 恵子	十文字学園女子大学名誉教授
2号委員:公募による者	たかぎ ひとみ 高木 瞳	公募
	なかじま ひでお 中島 英夫	公募
	ふくはら ときお 福原 時夫	公募
3号委員:関係団体の代表者	おだしま たかし 小田島 隆	かわごえ環境推進員協議会
	さいとう まさみ 齊藤 正身	川越市医師会
	さかぐち たかし 坂口 孝	川越商工会議所
	すずき たかひろ 鈴木 崇弘	川越環境保全連絡協議会
	ますだ ともひさ 増田 知久	かわごえ環境ネット
	みやおか ひろし 宮岡 寛	川越市自治会連合会
	みやざき ちづる 宮崎 千鶴	川越市女性団体連絡協議会
4号委員:関係行政機関の職員	の の べ まさる 野々部 勝	埼玉県西部環境管理事務所

【敬称略】